

第6回 直方市子ども・子育て会議 議事録

日時：平成27年8月31日（月）18時30分～19時30分

会場：直方市役所5階502会議室

出席者：三根委員（副会長）、豊福委員、濱田委員、万田委員、吉岡委員、原田委員

事務局：秋吉部長、貝嶋課長、熊井係長、清水主任

《議題》

- 1) 下境保育園の利用定員増についての確認
- 2) 公定価格の療育加算について

《その他報告》

- ・病児保育について
- ・学童クラブについて

○船越会長が欠席のため、三根副会長が議長を代理。

○こども育成課より、「子ども・子育て支援事業計画」作成への協力に対してお礼。

○秋吉教育部長、就任のあいさつ

《議題1》 下境保育園の利用定員増についての確認

○事務局説明

- ・下境保育園が保育施設を増築、認可定員を増加することから、認可定員が平成27年9月1日付けで増加利用定員を20名増加したいとの申請あり。（50名→70名）
- ・下境保育園は、過去数年、在所率が常に120%を超えている状態。
- ・直方市子ども・子育て会議に諮ったうえで、県と協議後、定員を設定。
- ・今後の入所数は、80名前後で推移すると思われる。
- ・「保育所一時預かり事業」を実施している保育所でもあり、その対応のための施設増築でもある。

《議題2》 公定価格の療育加算について

○事務局説明

- ・幼稚園、保育園ともに、主任加算をつけている施設でかつ障がい児を受けいれている

施設において主任保育士等を補助するものを配置し子どもの療育に取り組む場合に公定価格に加算される「療育加算」が始まった。

- ・市町村が認める障がい児の定義として、「身体障害児手帳等の交付の有無を問わない」となっており、配置する職員についても、資格の有無は問わないとなっている。
- ・特別児童扶養手当の支給を受けている児童を受け入れた場合のA加算、その他市町村が障がい児と認める場合のB加算というものがある。
- ・障がいサービス係が障がい福祉サービスの支給認定をおこなう基準と合わせておく必要がある。
- ・身体障害者手帳をお持ちの方、療育手帳、また児童相談所等によって確認された方、医師の診断書等を受けた方が対象と考えている。
- ・手帳を有さない、手当を受給していない場合は、児童相談所の判定、自立支援医療を受給されている方、医師の診断書、意見書を持ってこられた方、発達障害支援センター（県認可施設のみ）に通所されている方を対象としたい。（養育センターは、医師の診断に含まれる。）
- ・行動に問題がある児童について、実際に保育士に聞くと「あの子どもですよ、この子どもですよ」と言われる。大きな課題と考えている。
- ・療育手帳となると、知的障がいの部分を判定されるため、親も認めたくない部分もある。

○委員の意見

- ・発達支援の児童に対する学ぶ機会というのは各保育所、幼稚園とも是非とっていただきたい。
- ・「周りがどうその子を理解していくか」「当事者の親がどういうふう子どもを見ていくか」ということが大事。発達障がいでも大人になって、そして就職したがやめてしまうという若者をみてきたが、周りが知っているかいないかということは大きいので、周りの啓発も必要。
- ・保育所では、0歳児が3：1、1歳児が6：1、4歳5歳児が30：1という配置の問題もある。特に、3歳児が20：1というのはやや無理がある。
国の方で財源を確保しようとしているが、資格のある人では穴埋めできない。

《その他報告事項》

○事務局報告

- ・実質的には病後児保育だが、鞍手乳児院のおかげで「病児保育」を始めることができた。一時預かりとともにニーズが高く、お子さんを預けないと仕事に行いけない方々にとってはかなり良い制度と考えている。

・学童クラブについて

- ①全体的に1割以上入所が増え、施設によっては厳しい状況のところがある。
できるだけ早く環境の改善を行いたい。
- ②障がい児に対する支援員加配の予算を6月補正でいただき、国の基準に比べて手厚い配置を行った。
- ③延長保育料がかかるため、冬の寒い時期に10分程度外で待っている児童がいるが、何とかできないか。(学童保育料延長料金は、月3,000円の頭うちになっているので、ご理解ください。)

閉会